

一般社団法人 日本農福連携協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本農福連携協会（以下、「本協会」という）と称す。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。
- 3 本協会は、理事会の議決を経て、主たる事務所を変更、従たる事務所を変更又は廃止することができる。

(定義)

第3条 この定款において主な用語及びその定義は以下のとおりとする。

(1) [農福連携]

農福連携とは、農業分野、福祉分野が抱える様々な課題を解決するため、両分野の協力の下、それぞれの特色を活かした農業側と福祉側双方に利益のある取組を言い、具体的には、農業側と福祉側の連携の下、障がい者等が農産物等に係る様々な生産活動に従事することを通じて、障がい者等にとっては働く場所の確保や賃金（工賃）の向上、心身の機能回復、農業側にとっては、農業労働力の確保や農地の有効利用を通じて、地域農林水産業や地域資源の維持といった、双方に利益のある取組のことを言う。

(2) [障がい者等]

本協会を対象とする障がい者等とは、①身体・知的・精神障がいに係る手帳を有する者、②要介護認定を受けている者、③指定難病疾患の認定を受けている者、④生活保護受給者、⑤生活困窮者（失業者、難民等、様々な理由により就労が困難である者）、⑥その他本協会の理事会が認定した者とする。

(3) [農産物等]

農産物等とは、農林水産業の生産活動によって得られた生産物及びその加工品、サービスとする。

(公告)

第4条 本協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本協会は、農福連携の課題や解決策を、広く検討・協議し協力し合うことにより農福連携の推進を図り、本協会が取り組む様々な事業を通じて障がい者等の社会参画を進め、地域や農林水産業の分野で様々な人材が持つ多様な能力が発揮されるべく支援することにより、全ての人が生きがいを感じることができる社会を創出し、「多様な人材を包摂する社会の実現」、「地域農業・コミュニティの維持・発展」等につなげていくことを目的とする。

(事業)

第6条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各事業を行う。

- (1) 農福連携によって生産された農産物等の認定事業及びブランド化等事業
- (2) 農福連携によって生産された農産物等の販売促進及び販路開拓活動
- (3) 農福連携に関する情報、資料の収集・提供、会報の作成及び発行
- (4) 農福連携の普及啓発活動（セミナー、研修会の開催、情報発信等）
- (5) 農福連携の推進に必要な施策・制度等に関する勉強会の開催
- (6) 農福連携に既に関係し、又は理解や関心を持つ個人及び法人等の団体との連携協調活動
- (7) 農福連携に関する施策についての政府その他関係機関への提言等活動
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第7条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。なお、会員種別ごとの具体的な入会資格基準は、別途定める「入会資格基準」による。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助し、又は本協会の活動を支援・協力するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の設立・運営に功労のあった者又は学識経験者等で理事の推薦により入会した個人又は団体
- (4) サポーター会員 本協会の運営を、各分野の専門的知見に基づきサポートすることが可能な者等で、正会員の推薦により入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員、賛助会員又はサポーター会員として入会しようとする者は、本協会所定の入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員、またはサポーター会員

となる。

- 2 特別会員は、入会申込みの手続きを要せず、理事の推薦により理事会が承認し、本人の承諾をもって当該会員となるものとする。

(会費等)

第9条 本協会の会員は、本協会が別途定める「会費等規則」に基づき、会員種別に応じて、入会金、会費、協賛金を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人の会員が、死亡、破産し、又は成年後見、補佐、補助が開始したとき。
- (3) 法人等の団体の会員につき、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する手続きの申立てがあったとき、又は解散したとき。
- (4) 2年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- (7) 理事会が、会員が暴力団等の反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有すると判断したとき。又は、法人等の団体の会員について、その役員、経営を実質的に支配する者、重要な使用人が暴力団等の反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有すると判断したとき。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議をもって、当該正会員を除名することができる。この場合、社員総会の1週間前までにその会員に対し、その旨を書面にて通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款の規定又は本協会の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉又は信用を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 障がい者等の就労や雇用において、強制労働、中間搾取、不適切な運営等の不正や偽り行為を行ったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 正会員以外の会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、理事会の1週間前までにその会員に対し、その旨を書

- 面にて通知し、理事会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前二項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、寄附金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

- 第14条 会員は、その氏名又は住所（会員が法人等の団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届け出なければならない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

- 第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の決算の承認
 - (5) 正会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、招集通知書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(社員総会の開催)

- 第17条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回6月30日までに開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第18条 社員総会は、主たる事務所の所在地または理事会が決定した場所において開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 社員総会の目的事項が、役員を選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併であるときには、その事項に係る議案の概要を理事会で定め、これを前項の通知に記載しなければならない。
- 4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 5 前項による請求があったときは、代表理事は、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 一般法人法第113条に規定する役員の一部免除
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する

ことができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第24条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員構成)

第26条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事2名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事としての専務理事及び常務理事とすることができる。

(役員選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定

める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、その他法令に定められた権限、義務等の行使を行う。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第26条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問)

第33条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者等の特段の見識を有する者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 本協会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第36条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とし、通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合

及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、理事会を招集するときは、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合の招集は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事から指名された理事は、当該理事会に限り議長の職務を代行することができる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 本協会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。
2 基金の使途は理事会が決定するものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会計

(事業年度)

第51条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 理事は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類を定時社員総会に提出すると共に、第1号の書類についてはその内容を定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第54条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

(会計原則等)

第55条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 本協会が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」という）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第57条 本協会は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第58条 本協会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第59条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第60条 本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者等の特段の見識を有する者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第61条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、事務局長の指名により代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第63条 本協会が取得し又は提供を受けた個人情報については、別に定める「日本農福連携協会における個人情報保護規程」に基づき、関係法令を遵守して適切に取り扱うものとする。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第64条 本協会の設立初年度の事業年度は、本協会の成立の日から平成31年9月30日までとする。

(設立時の主たる事務所所在場所)

第65条 本協会の設立時の主たる事務所は、東京都千代田区外神田二丁目1番4号に置く。

(設立時の役員等)

第66条 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 皆川 芳嗣

設立時理事 村木 厚子

設立時理事 中村 隆重

設立時理事 宮嶋 望

設立時理事 新井 利昌

設立時理事 熊田 芳江

設立時理事 小池 邦子

設立時理事 榊原 典俊

設立時理事 國松 繁樹

設立時代表理事 榊原 典俊

設立時監事 雨宮 元美

設立時監事 名越 秀夫

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第67条 本協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 [REDACTED]

設立時社員 新井 利昌

住所 [REDACTED]

設立時社員 熊田 芳江

住所 [REDACTED]

設立時社員 和田 高

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 日本農福連携協会 設立のため、設立時社員の定款作成代理人である行政書士法人ティグレ代表社員中前覚が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年11月 9日

設立時社員 新井 利昌

設立時社員 熊田 芳江

設立時社員 和田 高

上記発起人の定款作成代理人 行政書士法人ティグレ

代表社員 中前 覚

本定款の写しは原本に相違ないことを証明する。

令和 2年 2月20日

一般社団法人日本農福連携協会

代表理事 榊原 典俊



